

東日本大震災に係る被災代替住宅用地特例申告書

平成 26 年 1 月 31 日

木津川市長宛

(申告者) 住所又は所在地 〒619-0286

木津川市木津南垣外110番地9

個人番号
(法人番号)

1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3

(フリガナ)
氏名又は名称キツガワ タロウ
木津川 太郎

木津川印

電話 0774 - 72 - 0501

地方税法附則第 56 条第 10 項の規定に基づき下記のとおり申告します。

| | | | | |
|---|--|--|-----------------------|---------|
| 平成 23 年度の納税義務者 (原則として平成 23 年 1 月 1 日現在の登記簿上の所有者です。申告者と同じの場合は記入不要です。) | 住所 | 木津川市木津南垣外110番地9 | | |
| | フリガナ | キツガワ タロウ | | |
| | 氏名 | 木津川 太郎 | | |
| | 通知書番号 | 0000000 | | |
| | 納税義務者と申告者との関係 | <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 三親等内の親族で代替土地に新築される住宅に同居をする予定の者 <input type="checkbox"/> 所有者である法人に合併・分割があった場合、その異動により、被災住宅用地に係る事業を承継された法人 | | |
| | 所有権移転月日 | 平成 年 月 日 | | |
| 所有権移転原因 | <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他 () | | | |
| *被災住宅用地の所在地及び地積 | 所在地 | 仙台市〇〇1丁目1番地1 | 180.25 m ² | |
| | 所在地 | | . m ² | |
| 共有物である場合の持分割合 | 分の | | | |
| 被災住宅用地の代替土地の所在地及び地積 | 所在地 | 木津川市梅美台〇丁目1番地1 | 200.00 m ² | |
| | 所在地 | | . m ² | |
| 代替土地の取得日 | 平成 25 年 1 月 25 日 | | | |
| 代替土地が共有物である場合の持分割合 | 分の | | | |
| 滅失又は損壊した家屋 | 納税義務者 | 木津川 太郎 | | |
| | 所在地 | 仙台市〇〇1丁目1番地1 | | |
| | 家屋番号 | 1-1 | 用途・構造 | 専用住宅・木造 |
| | り災証明の判定 | <input checked="" type="checkbox"/> 全壊 (全焼) ・ <input type="checkbox"/> 大規模半壊 ・ <input type="checkbox"/> 半壊 (半焼) | | |

裏面に続きます

| | |
|----------------------|---|
| 家屋が滅失・損壊した原因となった災害 | 東日本大震災 |
| 住宅用地として使用することのできない理由 | <input type="checkbox"/> 経済的事情により、住宅再建に時間がかかる <input checked="" type="checkbox"/> がれき等の処理で物理的に使用できない <input type="checkbox"/> 権利関係の調整に時間がかかる <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 備 考 | |

※「被災住宅用地」とは、東日本大震災の影響により滅失・損壊した住宅の敷地で、平成 23 年度の固定資産税において住宅用地の課税標準の特例の適用のあった土地をいいます。

- この申告書は、住宅用地の特例を受けていた土地が東日本大震災により家屋が滅失・損壊し、やむを得ない事情により住宅用地として使用できない場合に、新たに当該住宅用地に代わる住宅用地を、平成 23 年 3 月 11 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合に、その取得後 3 年度分までの固定資産税・都市計画税について、住宅用地の特例の適用を受けようとするためのものです。
- 申告者が平成 23 年度の納税義務者と異なる場合は、納税義務者と申告者との関係、所有権移転年月日及び所有権移転原因を記入してください。
- 申告書は、代替土地を取得した年の翌年の 1 月 31 日までに、木津川市役所税務課（木津川市木津南垣外 1 1 0 - 9 市役所 2 階 4 番窓口）へ提出してください。

◎ 添付書類

- 被災住宅用地に平成 23 年 3 月 11 日に存していた住宅のり災証明書
⇒（半壊（半焼）以上の判定のあったもの）又は、り災証明書が発行されていない場合においては、り災証明書が発行されていれば半壊（半焼）以上の判定に該当すると認められる客観的な資料【写し可】
- 被災住宅用地が平成 23 年度の固定資産税の課税において、住宅用地の課税標準の特例の適用のあったことを証する書類
⇒「納税通知書の課税明細の写し」、「課税台帳の写し」、「課税台帳の登録事項証明等」【写し可】
- 代替土地を住宅用地として使用する予定であることを約する書類
⇒「新築住宅の建築概要書の写し」、又は、「被災住宅用地の代替土地に住宅を新築する予定であることについての誓約書」【写し可。ただし誓約書は原本のみ】
- 代替土地の面積を証する書類
⇒「代替土地の登記事項証明書等」【写し可】
- 申告者が納税義務者と異なる場合には下記の書類も併せて提出してください。
 - 申告者が納税義務者の相続人の場合は、相続人であることを証する書類
⇒「戸籍謄本」、「戸籍の全部事項証明書」等【写し可】
 - 申告者が納税義務者の三親等内の親族である場合は、三親等内であることを証する書類
⇒「戸籍謄本」、「戸籍の全部事項証明書」等並びに、「納税義務者と同居する予定であることについての誓約書」【写し可。ただし誓約書は原本のみ】
 - 平成 23 年度の被災住宅用地の所有者である法人に合併・分割があった場合
⇒「その法人との関係を証する法人登記簿の登記事項証明書」【写し可】

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

※この欄は記載しないでください。

【本人確認】 免許証 市民カード 保険証 その他（ ）